

令和2年度河北町持続化支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対し、令和2年度河北町持続化支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業の継続を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に本店事業所を有する事業者
- (2) 2019年度以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者
- (3) 持続化給付金給付規程（中小法人等向け）（令和2年5月9日中小企業庁。以下「中小法人等給付規程」という。）及び持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）（令和2年5月9日中小企業庁。以下「個人事業者等給付規程」という。）による持続化給付金を受けていない者又は今後受ける予定がない者
- (4) 中小法人等給付規程第4条及び個人事業者等給付規程第4条の規定における給付対象者。この場合において、同条中「50%以上」とあるのは、「30%以上」と読み替えるものとする。
- (5) 町税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者とならない。

- (1) 日本標準産業分類に掲げる農業に属する事業所を営む事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (4) 法人でその役員のうち前2号に該当する者のあるもの

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、30万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から前

年同月比で事業収入が30%以上減少した月（以下「対象月」という。）の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、令和2年度河北町持続化支援金交付申請書兼決定通知書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表に掲げる添付書類等を添え、令和3年2月15日までに町長に提出しなければならない。ただし、支援金の交付は、同一の申請者に対して一回限りとする。

（交付の決定及び額の確定等）

第5条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ、交付の決定及び額の確定を兼ねて申請書により申請者に通知するものとする。

- 2 支援金は、申請書に記載のある金融機関口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 町長は、支援金の交付を受けた者（以下、「交付事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に反する行為があったとき。
- (3) その他町長が支援金の交付決定を取消すべき事由があると認めたとき。

（支援金の返還）

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を取消されたときは、交付事業者は、町長の請求に応じ、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

（関係書類の保管）

第8条 交付事業者は、次に掲げる書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) その他町長が必要と認める書類

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	添付書類等
中小法人等	<ol style="list-style-type: none"> 1 町税等の直近の納税証明書 2 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の写し及び法人事業概況説明書の写し 3 対象月の月間事業収入を証明する書類（売上台帳等） 4 振込先口座が確認できる申請者名義の通帳の写し 5 令和2年度固定資産税課税明細書の写し（町内に自己所有の事業所を有する町外に所在する法人の場合のみ） 6 賃貸借契約書の写し（町内で事業所を賃借している町外に所在する法人の場合のみ） 7 その他町長が必要と認める書類
個人事業者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 町税等の直近の納税証明書 2 2019年分の確定申告書第1表 3 所得税青色申告決算書の写し（青色申告を行っている場合） 4 対象月の月間事業収入を証明する書類（売上台帳等） 5 振込先口座が確認できる申請者名義の通帳の写し 6 令和2年度固定資産税課税明細書の写し（町内に自己所有の事業所を有する町外在住事業者の場合のみ） 7 賃貸借契約書の写し（町内で事業所を賃借している町外在住事業者の場合のみ） 8 その他町長が必要と認める書類